

役員退職慰労金規程（モデル）

第1条（総則）

当法人の取締役または監査役（以下、役員という）が退職したとき、または役掌が大きく変更し、日常業務に関与しなくなったときは、株式総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

第2条（基準額）

退職した役員に支給すべき退職慰労金は次の各号のうちいずれかの額の範囲内とする。

1. この規程に基づき取締役会が決定した金額にして、株主総会において承認された確定額。
2. この規程に基づき計算すべき旨の株主総会の決議に従い、取締役会が決定した額。

第3条（基準額の計算）

役員退職慰労金の支給額は、第5条および第7条により増減する場合を除いて、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。

1. 退任時最終報酬月額
 2. 役員在任年数
 3. 退任時役位別倍率表
- ただし、算出額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

役位	倍率
取締役会長	2.0
取締役社長	2.3
取締役副社長	1.8
専務取締役	1.8
常務取締役	1.6
取締役	1.6
監査役	1.2

第4条（在任期間）

1. 役員在任年数は、就任の月から起算し、死亡または退任の月までとする。
2. 役員在任年数の計算において、1年未満は月割計算とする。ただし1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

第5条（功労金）

取締役会は退職役員の功績を評価し、在任中の功績が顕著であったと認められた場合、第3条で定めた役員退職慰労金のほかに、その3割を超えない額を限度として加算することができる。

第6条（弔慰金）

任期中に死亡した時は、次の金額を弔慰金として支給することができる。

- ・業務上の死亡の場合
死亡時の役員報酬月額×36ヶ月分
- ・その他の死亡の場合
死亡時の役員報酬月額×6ヶ月分

第7条（減額・不支給）

取締役会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条で定めた役員退職慰労金を減額し、または支給しないことができる。

1. 会社業績の不良その他、やむを得ない事由により第3条により計算された金額を支給することが困難と認められる事情がある場合。
2. 退職にあたり所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運営に支障をきたした場合。

3. 退職にあたり会社の信用を傷付け、または在任中に知り得た会社の機密をもらすことによって、会社に損害を与えるおそれのある場合。

4. 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。

5. その他前各号に準ずる事情または行為があり、取締役会が適当と認めた場合。

第8条（支給時期）

役員退職慰労金等の支給時期は、原則として株主総会の決議または承認後6ヶ月以内とする。ただし、経済の景況、会社業績などにより支給することが困難と認められた場合は、支給時期を延期または分割して支給することができる。

第9条（死亡役員に対する退職慰労金）

1. 在任中死亡した役員または分掌変更後に死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。

2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときには代表者に対して支給するものとする。

第10条（生命保険契約の締結）

1. 会社は役員退職慰労金等の支給に際し、一時的な資金負担を軽減するため、〇〇保険会社と役員を被保険者、会社を保険金受取人とする生命保険契約を締結する。

2. 役員が退職した場合、役員退職慰労金等の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更の上保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評

価額は、解約返戻金相当額とする。

3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

第11条（使用人兼務役員の取扱い）

この規程により支給する役員退職慰労金規程等のなかには、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与金を含まない。

第12条（規程の改正）

1. この規程は、取締役会の決議をもって、随時改正することができる。

2. 前項にかかわらず、既に株主総会において決議を得た特定の役員に対して支給する役員退職慰労金等は、その決議の時に効力を有する規程による。

第13条（施行日）

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

以上